



河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成10年 1 月23日

建設省河政発第 9 号
建設省河計発第 6 号
建設省河治発第 4 号
建設省河開発第 7 号
平成10年 1 月23日

鳥取県土木部長 殿

建設省河川局水政課長
建設省河川局河川計画課長
建設省河川局治水課長
建設省河川局開発課長

河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について

河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第343号）及び河川管理施設等構造令施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年建設省令第19号）の施行については、平成10年 1 月23日付け建設省河政発第 8 号により河川局長名をもって通達したところであるが、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「令」という。）及び河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、同通達によるほか、下記の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。
なお、関係市町村長に対しても周知徹底のうえ、遺憾なきを期されたい。

記

1 令第16条（貯水池に沿って設置する樹林帯の構造）及び第26条の 2（堤防に沿って設置する樹林帯の構造）関係

- （ 1 ）樹林帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。また、樹林帯の樹種は、地域の自然環境や土地の状況、在来の樹種等を勘案して適切に選定するものとする。
- （ 2 ）樹林帯の整備を検討するに当たっては、学識経験者の意見等を参考にしつつ、整備する区域や周辺の自然環境の状況等について配慮するものとし、当該地の自環境の保全に支障を及ぼす場合等、自然環境の状況等から見て、規則第13条又は第14条の 2 に規定する構造を有する樹林帯の整備が適当でない場合には、当該区域を樹林帯の整備対象から除外すること又は治水上若しくは利水上の機能を確保する代替手段を講ずることを検討するものとする。

2 令第35条の 2（魚道）及び第44条（護床工等）関係

農業用の堰の新築等における魚道に係る具体の運用については、別途通達する「農業用工作物の河川環境に関するガイドライン（案）」に沿って行うものとする。

3 関係通達の一部改正について

- 1 . 昭和52年 2 月 1 日付建設省河政発第 5 号、建設省河治発第 6 号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について（通達）」を次のように改正する。
記 1 中「工事実施基本計画（以下「基本計画」という。）」を「河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）」に改める。
記11中「第63条第 4 項」を「第63条第 3 項」に改める。
記22中「堤防の定規断面」を「計画堤防」に改める。
記25中「第 1 項又は第 2 項」を「第 1 項」に、「70メートル」を「50メートル」に、「令第63条第 4 項」を「令第63条第 3 項」に改める。
記27中「別に定める許可工作物設置基準」を「「工作物設置許可基準について」（平成 6 年 9 月22日付建設省河治発第72号）別紙の工作物設置許可基準」に、「堤防の定規断面」を「計画堤防」に改め、（ 4 ）を削る。
記33及び記36中「基本計画」を「基本方針」に改める。
- 2 . 平成 3 年 7 月18日付建設省河政発第54号、建設省河治発第43号「河川管理施設等構造令施行規則の一部改正について（通達）」を次のように改正する。
記 2 中「第26条」を「第26条第 1 項」に改める。
- 3 . 平成 4 年 2 月 1 日付建設省河政発第32号、建設省河計発第37号、建設省河治発第10号「河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について（通達）」を次のように改正する。
記 2（見出しを含む。）中「工事実施基本計画」を「河川整備計画」に改める。
記 3 中「「河川法の一部を改正する法律等の運用及び解釈について」（平成 3 年11 月 1 日建設省河政発第72号等）及び」を削る。